

「長野県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」及び「第5次長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画」に関する取組施策について

本編の「重点目標 4 安心・安全なくらしの実現 ②課題解決のための施策 a. DV防止・被害者支援・加害者への対応」については、上記2計画の取組内容についてまとめたものです。具体的な取組施策については以下のとおりです。

基本テーマ I 広報・啓発

項目	施策	本編での該当番号
① DV や性暴力等に関する広報・啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> 講演会の開催や出前講座の実施等により、DV や性暴力等は、性別にかかわらず誰でも加害者にも被害者にもなり得ることについて、子どもから大人まで広く周知・啓発を行います。 「女性に対する暴力をなくす運動」(11/12～11/25)において、市町村等と連携し、パープルリボンの着用や講演会の開催等、啓発活動を重点的に行います。 子どもの性被害予防を目的とした研修会等の開催や開催する地域団体等に対する支援を行います。 	1、2
② デートDV防止のための若年層や教職員等に対する教育・啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> 小学生、中学生、高校生、大学生等を対象としたデートDVに関する講座やリーフレット等の配布を実施し、加害者にも被害者にもならないための意識啓発を行います。 デートDVへの理解を深めるため、教職員を対象にした研修の実施や広報・啓発に努め、認知度向上を図ります。 他分野の研修会やイベントなどと連携し、これまでデートDVに関心を持っていなかった方にも理解を深めてもらえるよう、情報提供や啓発活動を行います。 	3、4
③ 支援につなげるための相談窓口の広報・周知の強化	<ul style="list-style-type: none"> 県内の小学校、中学校、高校、短大、専門学校、大学等を通じ、子どもや若者に対して、相談窓口の周知を行います。 他分野の研修会やイベントなどと連携し、広く県民に対して相談窓口の周知を行います。 インターネットや SNS での情報発信や街頭啓発活動の実施などのアウトリーチ等により、支援対象者の早期把握に努めます。 	4、5

成果指標	現状 (R 6)	目標値 (R 12)
DV (配偶者等への暴力) ※1 の認知度の増	86.3%	100%
デートDV ※2 の認知度の増	—	100%

「県政アンケート調査」により把握 (予定)

※1 DV (配偶者等への暴力)：身体的暴力に限らず、心身に有害な影響を及ぼす言動 (生活の本拠を共にする交際相手への暴力を含む)

※2 デートDV：生活の本拠を共にしていない交際相手への暴力

基本テーマⅡ 支援体制整備・強化

項目	施策	本編での該当番号
① 相談支援機関の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談支援員等へのトラウマインフォームドケア等に関する専門研修の実施等により、支援体制を強化します。 ・女性相談支援員や民間支援団体の支援員等のバーンアウト防止のため、スーパービジョン（メンタルヘルスケア含む）の実施体制を整備します。 ・市町村相談員等の研修機会の拡充と支援検討会の実施により、相談員の資質向上と連携強化を図ります。 	6、7、8
② 困難な問題を抱える女性及び同伴児童等に対する一時保護機能の多様化及び支援の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・困難な問題を抱える女性が24時間いつでも避難できるよう、休日・夜間の緊急避難支援事業を活用した支援を行います。 ・一時保護委託ができる施設を確保するとともに、利用者及び同伴児童等の実情を考慮した柔軟な一時保護の実施に努めます。 ・一時保護（委託）施設の利用者及び同伴児童等に対する心のケアに関する支援の充実を図ります。 	10
③ DV加害者プログラムの推進（被害者の保護以外のアプローチ）	<ul style="list-style-type: none"> ・DV加害者プログラムの実施団体等との連携を図るなど、DV加害者プログラムを実施するための体制整備を行います。 	11
④ 困難な問題を抱える女性及び同伴児童等に対する自立支援のさらなる充実	<ul style="list-style-type: none"> ・自立に向けた住宅の確保や就業支援を含む経済的支援の充実を図ります。 ・女性自立支援施設に入所している困難な問題を抱える女性及び同伴児童等に対する心のケアに関する支援の充実を図ります。 ・女性相談支援員を中心とした伴走型支援によるアフターケアを実施します。 	12
⑤ 思いがけない妊娠により困難な状況に置かれた女性に対する相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「にんしんSOSながの」において、思いがけない妊娠を迎えた女性や、妊娠に関連する生活上の困難を抱えた女性への産前産後の相談支援や居場所の提供等の支援を行います。 	9

成果指標	現状 (R6)	目標値 (R12)
一時保護による支援の満足度 ^{※3} （退所時）の向上	87.5%	100%

※3 「満足」又は「やや満足」と回答した人の割合

基本テーマⅢ 連携強化

項目	施策	本編での該当番号
① 支援機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センターや女性相談支援センター等の女性支援に係る県の相談窓口の役割を整理するとともに、支援調整会議等※4において連携を図ります。 ・支援調整会議等における個別ケース会議等において、被害者の状況に応じた支援機関同士の連携を強化します。 	13
② 民間支援団体掘り起こし及び連携支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・困難な問題を抱える女性への支援を行う民間支援団体の体制整備に関する支援を実施します。 ・女性相談支援員等に対する民間支援団体との連携への理解を促す研修を実施します。 ・支援調整会議等の参集範囲に民間支援団体を含めるなど、定期的な情報交換の機会を創出します。 	15
③ 市町村の支援体制づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の窓口担当者（女性相談支援員を含む）への基本計画策定など体制強化を促進する会議を実施します。 ・支援調整会議等において、市町村におけるDV防止や困難な問題を抱える女性への支援の基本計画の策定を促進します。 	14

※4 支援調整会議等：「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第15条の規定による「支援調整会議」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第5条の2の規定による「協議会」等

成果指標	現状 (R6)	目標値 (R12)
DV防止基本計画の策定市町村数の増	56市町村	77市町村
女性支援基本計画の策定市町村数の増	9市町村	77市町村
協働する民間団体等の数の増	0団体	6団体